

2022年2月14日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG
(コード: 9318 東証第2部)
問合せ先 執行役員副社長 小杉 裕
(TEL. 03-5534-9614)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、現時点において、本臨時株主総会の開催日時は未定であり、本臨時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日については、2022年3月1日を予定しております（本日付け東証適時開示「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」を御参照下さい）。

記

1. 定款変更の理由

現行定款第21条では、取締役会の招集権者及び議長について取締役社長と規定しておりますが、第三者委員会の再発防止策の提言を踏まえた内部管理体制の改善策の一環として、経営の執行と監督を分離し取締役会の経営監督機能（モニタリング機能）を強化するという観点から、これを社外取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の <u>取締役</u> が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた社外取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>当該社外取締役に</u> 事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の <u>社外取締役（社外取締役が不在のときは、社外取締りでない取締役）</u> が取締役会を招集し、議長となる。

3. 定款一部変更の効力発生日

未定（本臨時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決された日）。

なお、この定款一部変更の効力が生じる前においても、取締役社長は、社外取締役の勧告に基づいて取締役会の招集を決定し、かつ、毎回の取締役会の冒頭、社外取締役に議長を交代することをお諮りすることとしております。

以上